

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

**香川県公安委員会規則第7号**

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 人身安全対策課</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 地域課</u></p> <p><u>(6) 通信指令課</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p><u>4 通信指令課に、自動車警ら隊及び鉄道警察隊を置き、自動車警ら隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、鉄道警察隊の位置は高松市浜ノ町8番33号とする。</u></p> <p>(広聴・被害者支援課)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7) 略</u></p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、<u>前項第5号から第7号までに掲げる事務</u>をつかさどる。</p> <p>(企画課)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 地域課</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>2 地域課に、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び通信指令室を置き、自動車警ら隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、鉄道警察隊の位置は高松市浜ノ町8番33号とする。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p>(広聴・被害者支援課)</p> <p>第8条の2 広聴・被害者支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 情報公開に関すること。</u></p> <p><u>(6) 個人情報の保護に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p>2 犯罪被害者支援室においては、<u>前項第7号から第9号までに掲げる事務</u>をつかさどる。</p> <p>(企画課)</p> <p>第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

- (1)～(9) 略  
(10) 情報公開に関する事。  
(11) 個人情報の保護に関する事。  
(12)・(13) 略

(人事課)

第10条 略

- (1) 警察職員の人事に係る調査、研究及び企画に関する事。  
(2) 略  
(3) 警察職員の勤務制度に関する事 (企画課の所掌に属するものを除く。)  
(4)～(14) 略

2 留置管理室においては、前項第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。

(情報管理課)

第14条 略

(1) 略

(2)～(5) 略

(生活安全企画課)

第15条 略

(1)～(6) 略

(1)～(9) 略

(10)・(11) 略

(人事課)

第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略  
(2) 警察職員の勤務制度に関する事。

(3)～(13) 略

2 留置管理室においては、前項第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。

(情報管理課)

第14条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 略  
(2) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事。  
(3)～(6) 略

(生活安全企画課)

第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(6) 略  
(7) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。  
(8) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 (昭和36年法律第103号) の施行に関する事。  
(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号) の施行に関する事。  
(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) の施行に関する事。  
(11) 香川県迷惑行為等防止条例 (昭和38年香川県条例第50号) の施行に関する事。

(7)～(11) 略

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関するこ  
と（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関するこ  
と（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年  
法律第166号）の施行に関するこ  
と（生活環境課及び警備課の所掌に属  
するものを除く。）。

(15) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年  
法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（  
平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療  
に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関するこ  
と（生活環境  
課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) 略

（人身安全対策課）

第16条 人身安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の予防  
対策に関するこ  
と。

(2) 酩酊者、<sup>めいてい</sup>行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に  
関すること。

(3) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36  
年法律第103号）の施行に関するこ  
と。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の  
施行に関するこ  
と。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13  
年法律第31号）の施行に関するこ  
と。

(6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（  
平成17年法律第124号）の施行に関するこ  
と。

(7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（  
平成23年法律第79号）の施行に関するこ  
と。

(8) 香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の施行に  
関すること。

(9) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保

(12)～(16) 略

(17)・(18) 略

（地域課）

第16条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地域警察に関する制度及び地域警察の運営に関する企画及び立案に  
関すること。

(2) 地域警察の運営に関するこ  
と。

(3) 水上警察に関するこ  
と。

(4) 航空隊に関するこ  
と。

(5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関するこ  
と。

(6) 鉄道警察に関するこ  
と。

(7) 列車その他の交通機関への警乗に関するこ  
と。

(8) 雑踏警備に関するこ  
と。

(9) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故  
の防止に関するこ  
と。

(10) 警察通信指令に関するこ  
と。

(11) 緊急配備に関するこ  
と。

(12) 警察無線通信の統制に関するこ  
と。

2 自動車警ら隊においては、前項第5号に掲げる事務のうち自動車警ら隊  
の警ら用無線自動車の運用に関する事務をつかさどる。

する必要があると認められる事案に関する調整に関すること。

(生活環境課)

第18条 略

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の規定の違反の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 火薬類取締法の規定の違反の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定の違反の取締りに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定の取締りに関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。

(4)～(17) 略

2 略

(地域課)

第18条の2 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関する制度及び地域警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 地域警察の運営に関すること。
- (3) 雑踏警備に関すること（通信指令課の所掌に属するものを除く。）。

(通信指令課)

第18条の3 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水上警察に関すること。
- (2) 航空隊に関すること。
- (3) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (4) 鉄道警察に関すること。

3 鉄道警察隊においては、第1項第6号に掲げる事務のうち鉄道警察隊の運営に関する事務をつかさどる。

4 通信指令室においては、第1項第10号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。

(生活環境課)

第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。

(4)～(17) 略

2 略

- (5) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
- (7) 警察通信指令に関すること。
- (8) 緊急配備に関すること。
- (9) 警察無線通信の統制に関すること。
- 2 自動車警ら隊においては、前項第3号に掲げる事務のうち自動車警ら隊の警ら用無線自動車の運用に関する事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊においては、第1項第4号に掲げる事務のうち鉄道警察隊の運営に関する事務をつかさどる。

(刑事企画課)

第19条 略

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

(6)・(7) 略

(8) 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。

(9) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

(10) 犯罪統計に関すること。

(11) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。

(12) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

(13)・(14) 略

(交通規制課)

第27条 略

(1)・(2) 略

(3) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）の規定による交通安全施設等整備事業に関すること。

(4)～(6) 略

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 犯罪統計に関すること。

(5)・(6) 略

(7) 手口捜査に関すること。

(8)・(9) 略

(10)・(11) 略

(交通規制課)

第27条 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）の規定による交通安全施設等整備事業に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(警備課)

第32条 略

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課及び通信指令課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(12) 略

(首席監察官)

第35条 略

(地域監)

第35条の2 生活安全部に、地域監1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 地域監は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(参事官)

第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に2人、交通部に2人、警備部に1人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(警察署の位置)

第51条 略

略	
香川県丸亀警察署	<u>丸亀市新田町1番地7</u>
香川県琴平警察署	略
略	

2 略

(警備課)

第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(12) 略

(首席監察官)

第35条 略

(参事官)

第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に3人、交通部に2人、警備部に1人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(警察署の位置)

第51条 警察署の位置は、次のとおりとする。

略	
香川県丸亀警察署	<u>丸亀市大手町2丁目4番10号</u>
<u>香川県善通寺警察署</u>	<u>善通寺市稲木町9番地2</u>
香川県琴平警察署	略
略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第51条の表香川県丸亀警察署の項の改正規定は、同年3月30日から施行する。